

『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』開催のご案内

京都労働局登録京第1号
登録有効期限2029年3月30日
公益社団法人 京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条では、特定の危険有害な業務には、作業主任者の選任が義務付けられています。
今回、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を下記の通り開催いたしますので、この機会に特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者の養成を図られますようご案内申し上げます。

記

- 講習日時 令和6年 8月 22日 (木) 9:25~16:45 ※受付9:00~
23日 (金) 9:30~17:50 ※修了試験を含む
※遅刻、早退、欠席、一部欠講の場合は修了試験の受験ができませんのでご注意ください。
- 講習場所 舞鶴西総合会館（舞鶴市字南田辺1）
- 講習科目 ○特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識【4時間】
○作業環境の改善方法に関する知識【4時間】
○保護具に関する知識【2時間】
○関係法令【2時間】
- 受講資格 満18歳以上の方
※女性は、一定の業務（健康障害のリスクが高い業務として法令で定めるもの）については資格取得されても該当する業務に就くことができません。上記制限業務の内容は、当協会ホームページをご覧ください。
<https://www.kyoukiren.or.jp/kyoukai/tokka64.htm>
- 受講料 12,100円 【11,000+消費税10%】
(受付後の受講料の返還はいたしませんので、ご了承下さい。)
- テキスト代 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」
1,980円 【1,800+消費税10%】 ※テキストは講習会当日にお渡しします。
- 定員 60名（定員になり次第締め切ります。）
- 受付日時 令和6年7月23日(火)より 土・日・祝祭日を除く9:00~16:00
- 申込方法 受講申込書に所定事項を記入の上、写真を貼付しお申込み下さい。
写真は、申請前6ヶ月以内に撮影し、単身、上三分身、正面、脱帽（縦3cm 横2.4cm）のもの。不鮮明なもの、顔かたちがはっきりしないもの、サングラスをかけたものは受付できませんのでご注意ください。受講料、テキスト代は現金又は振込（手数料事業所負担）でお願いします。受付方法はホームページの《講習受付方法》をご参照下さい。

※本人確認のため①~⑦のいずれかを講習初日に必ずご持参下さい。

- ①自動車運転免許証 ②パスポート ③各種免許証 ④住民票 ⑤健康保険証
- ⑥特別永住者証明書又は在留カード ⑦公的な身分証明書（氏名、生年月日が記載されたもの）

■申込・問合せ先 公益社団法人 京都労働基準協会 舞鶴支部 TEL 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777
〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2 土・日・祝祭日を除く9:00~17:00

